

第4章 環境影響評価を実施しようとする地域

環境影響評価を実施しようとする地域(以下「調査地域」という。)は、「滋賀県環境影響評価技術指針」(平成11年滋賀県告示第124号)(以下「技術指針」という)に基づく表4-1の考え方をふまえ、図4-1に示す半径1.5kmの範囲を設定した。

なお、景観については、半径1.5kmの調査地域以遠に主要な眺望点が分布していることから、視覚的な特性を考慮し、当該眺望点も調査地点として設定するなど、調査対象項目の特性に応じて、適宜設定した調査地域の周囲も視野に入れて調査は行う。

表 4-1 調査地域の設定の考え方

調査地域は、以下の ~ の範囲を包含する範囲とする。

対象事業実施区域から 1km の範囲内の区域。

煙突排ガスの影響範囲(事業計画地から半径 1.2km の範囲: 煙突から排出される大気汚染物質の最大着地濃度地点までの距離の 2 倍の範囲^{注)})を十分に包含する半径 1.5km の範囲内の区域。

「湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」(令和元年 8 月)において、煙突排ガスによる大気質の予測を行った結果、年平均最大着地濃度地点までの距離は約 0.6 km と予測された。

対象事業実施区域からの雨水放流先である排水路が込田川に流入するまでの範囲。なお、新たな焼却施設から発生する施設排水は施設内で処理するなどにより、河川放流は行わない計画である。また、生活排水については、公共下水道へ放流する。

主な関係車両の走行ルートである県道 276 号小室大路線を含み、一般国道 365 号線に接続する地点を含む範囲。

注)「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年 9 月、環境省)において、煙突排ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んだ範囲を設定する方法が示されている。



図 4-1 環境影響評価を実施しようとする地域（調査地域）